

【株式会社パスモからの重要なお知らせ】 必ずお読みください

**PASMOオートチャージサービスをご利用のお客さまへ
オートチャージ有効期限延長お手続きのお知らせ**



■ご注意■

このお知らせは「PASMOオートチャージサービス※」をご利用いただいているお客さまへのご案内です。オートチャージをご利用ではないお客さまにも、このお知らせをお送りしておりますが何卒ご了承ください。



※PASMOオートチャージサービスとは、PASMOを改札機にタッチするだけで、自動的にチャージ（入金）するサービスです。詳しくは（株）パスモのホームページ（<http://www.pasmo.co.jp>）をご覧ください。

PASMOオートチャージサービスには有効期限があります。

現在のPASMOオートチャージサービスの有効期限は、現在ご利用いただいているクレジットカードの有効期限と同一です。

PASMOオートチャージサービスを引き続きご利用いただくには、有効期限延長のお手続きが必要となります。

お手続きいただけない場合、PASMOオートチャージサービスは退会（注）となります。

注：ご利用いただいているクレジットカードが「パスタウンカード」の場合は、お手続き期間の経過後にクレジットカードも退会となりますのでご注意ください。

お手続きいただける場所

首都圏の私鉄・地下鉄（PASMO 鉄道事業者）の各駅の係員窓口・定期券発売所・券売機（券売機は一部の駅のみ対応）

※以下の場所ではお手続きいただくことができません。

- ・PASMOバス事業者の窓口（営業所・定期券発売所・案内所等）やバス車内
- ・Suica取扱事業者 [JR東日本（首都圏・仙台・新潟・札幌のSuicaエリア）、東京モノレール、東京臨海高速鉄道、埼玉新都市交通、仙台空港鉄道、伊豆急行、富士急行]、およびPASMOが利用できるその他交通系ICカード事業者
- ・駅係員が常駐していない駅など、一部のPASMO鉄道事業者の駅（お手続きが可能かどうか、詳しくは各鉄道事業者へお問い合わせください。）

お手続きの流れ

- ①ご利用いただいている「**オートチャージサービス機能付PASMO**」とこの「**お知らせ**」を持参し、上記の「お手続きいただける場所」までお越しください。
- ②有効期限延長のお手続きを行います。駅係員へ有効期限延長のお手続きに来た旨をお申し出ください。なお、一部の駅では券売機でお客さまご本人によるお手続きとなります。（詳しくは各鉄道事業者へお問い合わせください。）

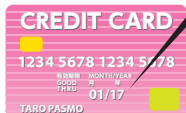
お手続き期間

今回有効期限を迎えるクレジットカードの有効期限末日の7日前から有効期限の6ヶ月後の末日までとなります。



（お手続き期間の例）今回有効期限を迎えるクレジットカードの有効期限が2017年1月までの場合

…本例の場合のお手続き期間（1/24～7/31）



今回有効期限を迎えるクレジットカード（今回送付されたカードではありません）※カードデザインはイメージです。



※オートチャージ一時停止期間中に延長手続きをいただくと、PASMOオートチャージサービスをすぐにご利用いただくことができます。
 ※PASMOオートチャージサービスの退会が完了するまでには一定期間を要する場合があります。そのため、ご退会後もオートチャージのご利用が可能となる場合がありますが、オートチャージした金額はクレジットカードのご利用代金としてご請求させていただきますのでご了承ください。

お問い合わせ先

このお知らせの内容 および PASMOオートチャージサービスに関すること

PASMOオートチャージサービスセンター TEL 03-5323-7031 営業時間 9:30～17:00（土日祝・年末年始を除く）

※クレジットカードに関することは、クレジットカード発行会社へお問い合わせください。